

居住申立書

年 月 日

福山市長様

申請者 住所

名前

印

このたび、私が建築（取得）しました次の家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

1. 家屋の表示

所在地 福山市

家屋番号 番

2. 入居予定日 年 月 日

3. ① 現在住んでいる家屋（□にチェックしてください）

自己所有の家 借家 親族所有の家 その他（ ）

② 処分方法（□にチェックしてください）

売却 賃貸 所有者に返却 その他（ ）

4. 入居が登記のあとになる理由

なお、証明書交付後この申立書に虚偽があることが判明した場合は、証明を取り消され登録免許税額の追徴を受けても異議ありません。

「居住申立書」及び「入居見込み確認書」の添付書類

現在住んでいる家屋の処分方法について、証明になる書類を添付してください。

- ① 現住家屋を売却する場合
売買契約（予約）書・媒介契約書等、売却することを証する書類。
- ② 現住家屋を賃貸する場合
賃貸借契約（予約）書・媒介契約書等、賃貸することを証する書類。
- ③ 現住家屋が借家、借間、社宅、寄宿舍、寮等の場合
証明申請者と家主の間の賃貸借契約書、使用許可証又は家主の証明書等、現住家屋が当該証明申請者の所有する家屋ではないことを証する書類。
- ④ その他、現住家屋に証明申請者の親族が住む場合等
当該親族の申立書等、現住家屋が今後、当該証明申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類。
- ⑤ 現住家屋の処分方法等が未定の場合
居住申立書又は入居見込み確認書には、入居が登記の後になる理由を具体的に記載させるものとし、入居が登記の後になること疎明する書類。
 - ・資金を借りるため抵当権設定を急ぐ場合等登記を入居の後に遅らせることのできない場合
金銭消費貸借契約書、抵当権設定契約証書又は家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書の写し
 - ・前住人が未転出である、本人又は家族の病気等止むを得ない事情により登記までに入居できない場合
前住人と証明申請者又は宅地建物取引業者との間の引渡期日の記載のある売買契約書の写し、治療期間が記載された医師の診断書の写し等止むを得ない事情を明らかにする書類
- ⑥ 現住家屋を解体するがまだ業者が決まっていない場合
解体予定であり、業者選定中であることを記載
- ⑦ 居住しているが契約書を紛失又は勤務先一括借上げで個人が所持していない場合
入居の際に交わした誓約書などがあれば持って来てもらう。〇〇社宅など、賃貸物件であることが明らかである場合であれば契約書の添付は省略可。